

2024年 甲府市議会 本会議場

国保特別会計の賦課限度額引き上げ反対討論

山田 厚

議案第81号 令和4年度甲府市各会計年度別決算の認定について、国民健康保険特別会計決算と後期高齢者医療特別会計決算に対する反対討論をいたします。

。

令和4年度では年102万円の保険料となりました。平成15年度(2003年度)の上限限度額は61万円でしたから19年間で1.7倍にも跳ね上がったことになります。ちなみに2024年度も負担増で年間104万円です。

●そもそも、保険料の上限額の対象となる世帯は、決して高額所得世帯ではありません。

甲府市の1人世帯では828万円の所得、3人世帯では746万円、4人世帯では700万円の所得です。つまり普通の中間所得世帯です。年間で9回の徴収ですから、平均でも一回で11万円以上ともなります。

しかも、軽減世帯を除いて、上限の賦課限度額が負担増となると、その所得以下の世帯も負担増となります。

●国保世帯の保険料の支払いは大変です。

保険料が支払えないと資格証となり、患者負担100%の全額ですから、実質的に無医療となり、亡くなる1年まえでも医療機関にかかるない状態がすでにあります。

甲府市でも、資格証の前段階の短期証は645世帯と増え続けています。

●また、この上限限度額の引上げを決めたのは法律ではなく政令です。政令は内閣の閣議決定によるものです。また、政令は自治体の条例と本来、対等ともされています。したがって政令を基本に条例で決定するのです。

だったら、自治体の自立性・自主性としてもこの物価高騰期の負担を1年でも2年でも延期させてもいいはずです。

。

●これは実質的に高齢者の患者負担窓口2倍化を求めるものです。

すでにこの事態は昨年の10月からはじまっていますが、

です。

●政権のその負担の口実としては、「現役世代の多額な保険料が75歳以上の高齢者医療への支援金となっている。その負担の軽減が必要」「社会保障は高齢者ばかりではなく全世代間の公平性が求められる」などとしています。

●しかし、平成20年2008年からできた、後期高齢者医療制度は、高齢者の利便性というより、公費を削減し抑えようとする、制度自体に問題があるのです。

しかも、今回の患者負担の引き上げによっても、政府の口実とは異なり、現役世代の保険料では一人当たり月58円程度の影響額で引き下げにもなっていません。これは厚生労働省の資料です。それによると、もっぱら

というものです。この負担傾向と公費削減は今後もさらに続きます。

●公費をもっと削り負担増の傾向は今後も続きます。そして受診抑制です。

受診抑制が以前からもはじまっていますが、これに拍車をかけることになります。

●そもそも。この制度に加入している方々の平均年齢は83歳で1850万人ほどいます

この負担増の事態は、社会保障を壊すものであり、高齢者のいのちを奪う流れを強めるものです。2025年の配慮措置が終わると共に、患者負担3割負担化がひろげることも考えられています。

●国保保険料も後期高齢者医療の患者負担も、負担の原則である応能負担原則が機能していません。

また、自治体として住民のいのちを守ることを何よりも大切にすることが、本来の目的である「住民福祉の増進」であり、国策優先ではなく、自治体の自立性・自主性です。

したがって、この物価高騰期において、全世代の社会保障を守り。国民皆保険を実質的に維持するためにもこの特別会計に異議を申し上げます。